

吹田民主商工会 いんぷお め〜しょん

吹田市川園町20-1
TEL (06) 6383-2211
FAX (06) 6382-8190
<http://www.suita-minshou.com>
suita-ms@jamine.ocn.ne.jp

毎週木曜日の
昼2時・夜7時
なんでも相談会

増税に怒りの声 消費税対策支部集会



吹南支部の支部集会には3名の会員が集まりました。現行の8%と軽減税率の8%が違うものであることを説明しましたが、参加者から「はじめからよくわからない」との声が。先月の大商連の学習会に参加していた常任理事の森川さんが「この資料を見ればよくわかりますよ」と説明してくれました。森川さんの説明で理解ができた参加者は「やつとわかったけれど、なぜこんなことを。同じ8%なら一緒にすればいいのに」と話していました。10月以降の取引でも現行の8%が適用される経過措置では、電気・ガスなどの11月支払分が適用されることにも「記帳が大変」との声。請求書・領収書やこれからの記帳について経費の記帳についてスーパ―での買い物为例に説明し、最後に4年後から始まる適格請求書等保存方式・インボイス制度について話すと「開業したらすぐ消費税申告なんて、これから開業する人が大変」「増税はやめさせよう」と話し合いました。



あい川支部の支部集会では、参加者3人が全員、本部で開催された学習会にも参加しておられました。岡崎支部長が消費税の増税で申告や営業はどうなっていくのかをレジメに基づき、話しました。参加した恵良さんからは、「うちは洋菓子の製造販売でほぼ8%だけど、キヤンドルや特別な包装材料などは10%になる。レジは買い替えたけど、記帳するのが大変になります。また食料品は8%のままでも、経費は上がったくるので、販売価格は改定しなくてはやっていけなくなります。お客さんが値上げに理解してもらえないか不安です。」と話されていました。

北支部のお昼の学習会は5名の参加で学習しました。「10%になったら？何がどう変わる？」をテーマに実務変更点を中心に話しあいました。10%を標準税率、8%を軽減税率というくりを紹介し、消費税を申告している方は今の8%と軽減税率8%はそれぞれ国と地方に払う消費

税の割合が違うため、区別にする必要の話を免税業者の方は「面倒くさいなあ」の意見ができました。次に請求書・領収書の変更については1枚の領収書のなかで8%と10%区別するルールを確認。あわせて4年後から始まるインボイス制度でどう変わるのかを話し合いました。いつ税務署から「番号」もらわないといけなくなるのか、なぜ経費でおとせない領収書になるのか、取引先から消費税の二重払いと言われる可能性を話しました。会員さんから「何もわかってないけど、何からやらなければかは何となくわかった」「価格の表示と買い換えられない今のレジでの対応を考えないと」の声を頂きました。

9月前半の相談

- ▼ 食品製造販売をしている会員さんから複数税率に対応するレジへ買換えができないと相談がありました。B6サイズのレシート添付台紙を作り、余白に8%と10%の税率ごとの合計金額とマークを付けた品目が軽減税率対象であるとの但書きを書いて対処することにしました。
- ▼ 入院中に生活保護をうけたが入院中の家賃が滞っていたため、訴えられて裁判所から通知が来たのでどうすればいいのか。
- ▼ 譲渡所得税など約28万円の支払いができないと、換価の猶予を申請し分割して払っていききたい。
- ▼ いま法人設立を準備しているが取引先から建設業許可の取得も求められていて、会社を作ることと許可を取ることのどちらを先にすればいいのか教えてほしい。
- ▼ 社会保険の算定基礎届を出し忘れていて催告の連絡があった。
- ▼ 飲食店を居抜きで開業できる場所が見つかったので、融資を相談したい。
- ▼ いままで使っていた古い会計ソフトから新しい会計ソフトを購入したので引継ぎと使い方を教えてほしい。
- ▼ 源泉徴収の特別納付を忘れていたので催告が届いた。

伝言板

無料法律相談

10月17日(木) 13時00分 民商事務所
北大阪総合法律事務所 弁護士さんに相談を受けていただきます。相談を希望する方は必ず予約のご連絡をください。

法人の設立と仕組みの学習会

10月28日(月) 19時00分 民商事務所
現在もしくは将来に法人設立を検討している方、現在法人経営をしている方を対象にした学習会です。会員の司法書士さんに講座を依頼しています。

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と共進!